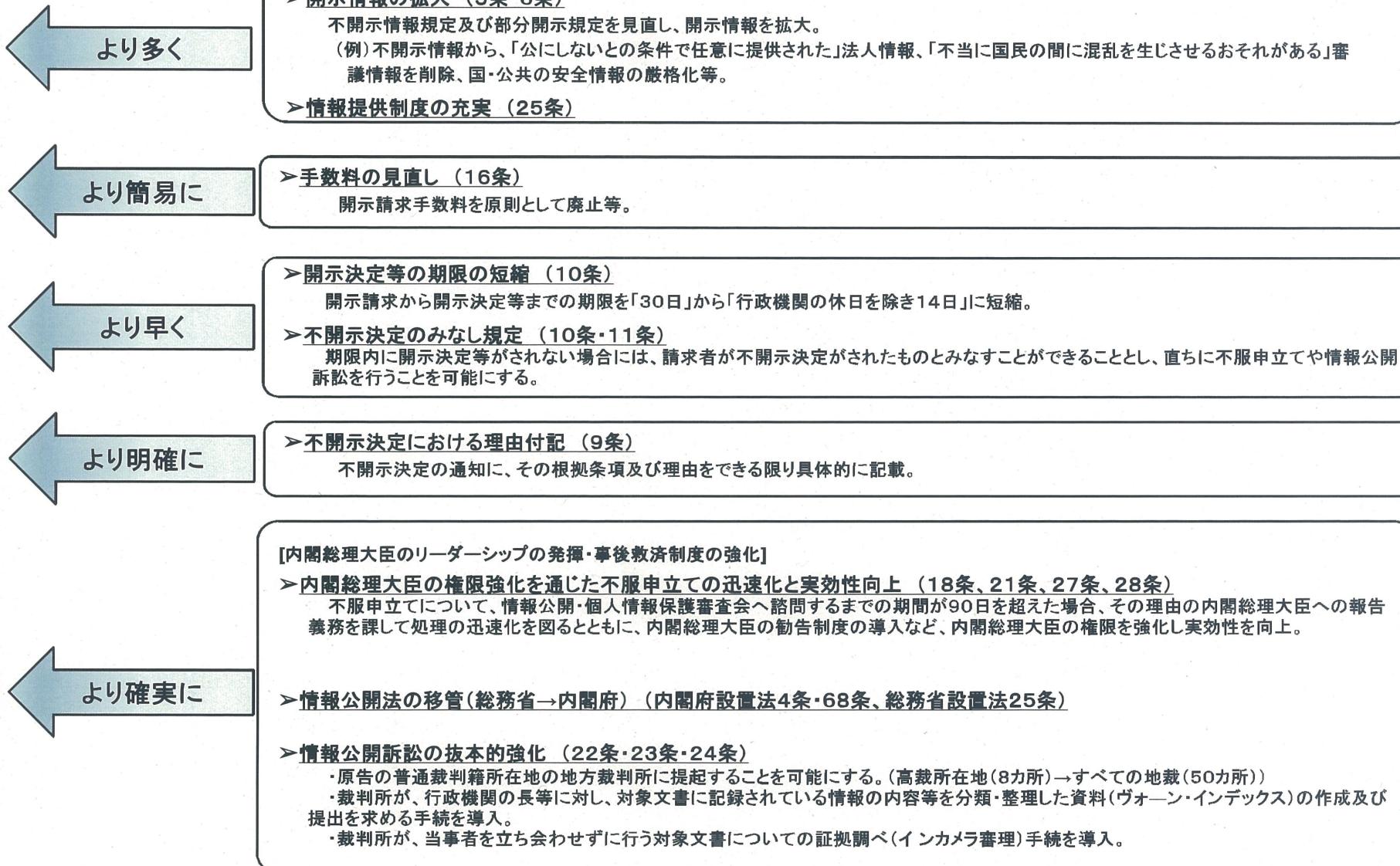


情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示(1条)するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

「国民の知る権利」の保障 (オープンガバメントの実現)



※ 施行期日:法の公布から2年以内で政令で定める日